

令和5年度川崎市制100周年記念事業（環境アーカイブ関係業務）実施業務委託 仕様書

1 件名

令和5年度川崎市制100周年記念事業（環境アーカイブ関係業務）実施業務委託

2 目的

令和6年に川崎市は市制100周年を迎える。これを機に、市民・事業者・行政が協働して改善してきた本市の環境、とりわけ公害を取り巻く歴史を見つめなおし情報発信することで、市民の環境シビックプライドの醸成を図り、脱炭素社会の実現などの未来に向けた行動を考えるきっかけとなることを目指し、これらの実現に向けて企画展及びワークショップの実施、環境アーカイブ映像の制作を行う。なお、企画展・映像の制作等については、川崎の公害や廃棄物等の歴史に関する映像等の資料等を、様々な関係者の視点を取りいれながらとりまとめて、企画展示キャラバン等様々な形で情報発信・環境教育を実施することで、市民と企業、行政の連携をさらに促していくことも併せて目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年3月25日（月）まで

4 業務内容

（1）プレ川崎市制100周年記念事業「川崎の発展と環境の歴史を振り返るとともに川崎の未来を考える企画展（仮）」の実施

令和6年度に実施予定である川崎市制100周年記念事業である「川崎の発展と環境の歴史を振り返るとともに川崎の未来を考える企画展（仮）」のプレイベントとして、令和6年度に実施する企画展より小規模かつ試行的に開催する企画展（以下「プレ企画展」という）を仕様書別紙「企画展にかかる基本的な考え方」にもとづいて実施する。

①実施事項

ア テーマ及びプログラム内容に関する企画

プレ企画展のテーマ及び内容を企画する。展示する内容としては、仕様書別紙「プレ企画展にかかる基本的な考え方」にもとづいて、効果的に市民に訴求できるような企画とする。

イ プレ企画展に係るポスター及びチラシのデザイン案の作成

（規格）ポスター：B2サイズ、4色片面、B3サイズ（B2と同じデザイン）

チラシ：A4サイズ、4色両面

ウ 展示内容、ブースレイアウト及び装飾等の企画・設計

（ア）設計図書の作成

（イ）工程表の作成

エ 展示装置等制作または手配（購入、レンタル等）業務

（ア）展示パネル・解説パネル・キャプション等の制作

(イ) 展示造作物制作業務

(ウ) 展示装置等制作に伴う展示台、展示ケース、映像機器、照明機器、その他必要となる展示装置の制作または手配

オ 会場設営（造作物の制作、搬入）及び撤収業務等

(ア) 展示装置等の設置

(イ) 展示装置等の想定

(ウ) 開梱・展示作業

(エ) 撤収・梱包作業

各会場の展示それぞれについて、展示物等の搬入出、ブース設営、撤去等、設営に関する業務全般を行う。展示装置等の設置にあたっては、固定用ウェイト・ワイヤーを適切に配置するなど安全に配慮すること。スケジュールは、各会場の施設管理者が指定する搬入搬出スケジュールに基づき、発注者と受注者が協議の上決定する。

※ウェイトやワイヤーなど安全対策に必要なものは用意すること。

カ 廃棄物の持ち帰り処分

本業務に関し、発生した廃棄物についてはすべて受託業者が持ち帰り、適正に処分すること。

キ 新型コロナウイルス感染症等拡大防止対策について

来場者が触れる部分について、随時消毒作業を行えるよう、模型や造作や電子機器等についてアルコール等の消毒に対応できるようにすること

ク 展示期間中の不具合等の対応について

展示期間中に展示装置等に不具合や破損等が生じた場合は、速やかに対応すること。

(2) プレ企画展並行開催ワークショップの実施

プレ企画展の実施に合わせて、参加者が川崎市の公害の歴史や対策等を体験の場をとおして学びながら、川崎の大気・水環境を議論し、一人ひとりが「自分ごと」として捉え、自発的な環境配慮行動の促進にどうつなげていくかを考える場として、市民協働イベント「つくろう！かわさき・空と水のミライワークショップR 5(仮)」をプレ企画展と並行開催という形式で実施する。また、ワークショップで得られた参加者のアイデアや発想などを環境アーカイブ関連事業（特に令和6年度に実施する企画展）に活かす手法を検討する。

①実施概要

ア 開催回数及び時期

プレ企画展の開催期間で実施することを基本とするが、日程については発注者と協議の上決定する。開催時間については、基本的に1日程度（10:00～16:00 など）の実施時間のプログラムを2回とする。

イ テーマ・内容

川崎市の大気・水環境について、市内の環境施設等の見学またはフィールドワークや関係者の講義などを通して、参加者の気づきを得るためのワークショップを実施する。

ウ 会場

施設見学、フィールドワーク等：川崎市内の施設を想定（必要であれば市外も可）

ワークショップ等：川崎市内の施設

エ 定員

参加者20名程度

※中学生以下の場合は保護者同伴とする。なお保護者は参加者人数には含まない。

②実施事項

ア イベントの企画、開催準備、運営、取りまとめを行う

(ア)イベント開催にあたっては、受託者と発注者で打合せを行いながら効果的に市民に訴求できるような企画についてアイデア出しを行い、対象者・テーマ・内容（見学先施設等含む）を決定し、開催に向けた準備を行う。

テーマ等の設定については、ワークショップで得られた参加者のアイデアや発想などを企画展（特に令和6年度に実施する企画展）に活かす手法を検討したうえで行うこと。

(イ)参加者の募集にあたっては、受託者と発注者で協力して行き、参加者情報の管理、集計は発注者が行う。

(ウ)ワークショップについて参加者との意見交換を活発に行うため、司会・ファシリテーションを行う。ファシリテーションはファシリテーターを務めた実績がある者が実施し、参加者が気軽に発言できる雰囲気づくりを行うこと。その際、必要に応じ外部講師を招聘する。

イ 会場の設営等に伴う資材の搬入、搬出が必要な場合は受託者において行う。

ウ ワorkshopに必要な物品等（当日進行資料、付箋、サインペン、模造紙等）を準備する

エ 講師を招聘する場合は、講師への謝礼金（年度を通じ合計5万円以下の支出を想定）の支払いを行う

オ 参加者の安全に配慮するとともに、怪我や事故に備えて必要な損害保険等を付する

③延期又は中止の対応

ア 天候不良等により開催が困難な場合は原則延期とする。ただし、延期によっても開催しがたい場合には中止とする。

イ 延期によって、受託者に受忍し難い負担が生じるときは、契約を変更する。

(3) 環境アーカイブ映像の制作

プレ企画展ほか100周年記念事業などの関連事業で放映することを目的とした、川崎市の公害や廃棄物問題を時代背景とともに振り返り、環境改善の歴史を振り返る映像及び脱炭素社会の実現に向けた取組を伝える映像（市所有の当時の映像や写真などをまとめたもの）を制作する

①実施事項

ア 全体構成及び演出案を作製し、市との協議の上、内容を確定する。

なお、制作にあたっては、受託者は創意工夫を施した映像を提案し、発注者の承認のもと、映像の制作にあたること。演出・構成については、資料映像などを積極的に活用しメッセージが伝わる演出、市民が思わず目をとめるような魅力あふれる、かつインパクトのある構成とする。企画展及びその他100周年記念事業で使用または、環境学習に関する講座やセミナーなどのイベントでも使用することが出来るようにすること。

映像の構成案は早い段階でラフイメージを提示し、発注者と協議のうえで、作成する。写真、

動画等映像の構成に必要な資料等は発注者所有の資料を提供することを基本とする。ただし提供資料以外に必要な写真・映像等がある場合は受託者において入手または新たに撮影して作製する。

- イ 10分～15分程度のバージョン（1本）及び30秒バージョン（1本）の動画を作製する。
- ウ 作製した動画にセリフ、ナレーションがある場合は、字幕のあり・なしの2パターン作製する。
- エ 作製した動画は市公式YOUTUBEチャンネルやアゼリアビジョン等での活用が可能な形式で作製する。
- オ 発注者と協議の上、必要であればインタビュー撮影などを実施する。出演者との調整や撮影場所の手配、調整等を行う。

②動画の仕様

- ア 動画の冒頭及び末尾に挿入するロゴ等の素材は、川崎市シティプロモーション推進室が制作した統一したものを使用する。なお、素材については数秒程度と、1秒程度の短縮版があり、動画に合わせて使用する。
- イ 動画はハイビジョン（1920×1080）とする。
- ウ デジタルサイネージや大型ビジョンでの放映にも耐えうる画質を確保する。
- エ 音声はステレオとし、BGM等を使用する際には、放映・動画配信が可能なものを使用する。（著作権上の問題が発生しないもの、または放映・配信等が可能となるよう購入したもの）
- オ 肖像権等の問題が発生しないよう、権利処理等の手続きを行う。
- カ ナレーションやインタビュー等の音声については、字幕を入れる、または手話同時通訳の挿入版を作成する。（配信用動画については、別途テキストデータを提出する）

（4）令和6年度の川崎市制100周年記念事業「川崎の発展と環境の歴史を振り返るとともに川崎の未来を考える企画展（仮）」及びワークショップの実施に向けた企画案の作成

令和6年度に実施予定である川崎市制100周年記念事業である「川崎の発展と環境の歴史を振り返るとともに川崎の未来を考える企画展（仮）」及びワークショップについて、企画案を立案する。

①実施事項

- ア 企画案については、令和5年度に実施するプレ企画展との連続性、統一的なテーマを意識して効果的に市民に訴求できるよう、展示コンセプト（展示のねらい）、展示構成（平面図や立面図等の各種図面含む）、展示手法、展示装置（映像・音響・照明など含む）、展示サイン、またワークショップ概要案について検討し、作成する。また、企画案に基づく概算金額を積算する。
- イ 企画案及び概算についての資料について、令和5年8月下旬頃に一回中間案として提出し、その後必要に応じて資料の更新を行う。記載方法や内容については、発注者と相談すること。

5 業務実施上の条件

- （1） 本業務を2名以上の担当者が継続して従事すること。
- （2） 担当者のうち少なくとも1名は同種又は類似業務の経験を有すること
- （3） 当日の運営にあたるスタッフについては基本的に次のとおり配置する。

①プレ企画展 展示期間中

安全監視員及び展示案内員として、原則1～2名以上のスタッフを配置する。基本的に発注者が配置するが、必要に応じて受託者に補助要員を要請するものとする。

②ワークショップ

原則2名以上のスタッフを配置し、発注者側の補助要員が必要な時は協力を要請することができる。(人数は相談とする)

6 工程表の作成

上記4の業務内容を実施するにあたり、可能な限り早期にスケジュール等を示した工程表を作成し、市に提出する。また、事業の進捗に関する打ち合わせを月1回以上実施する。形式については対面、オンラインのいずれも可とする。

7 成果物

(1) 成果物と納品期日

①プレ企画展及びワークショップの実施について

- ・プレ企画展実施後の展示品等成果品については、業務の完了後、市に引き渡すものとする。
- ・ウイルスチェック済のCD-R 1枚 (CD-Rに以下のデータを入れること)

ア 業務報告書

イ 本事業実施期間中の記録写真

ウ 本事業実施に伴い制作したチラシなど各種資料の原稿・版下等、電子データ一式 (再編集可能なデータ、アウトライン化済みのAIデータ、PDFデータ)、写真テキスト等データ一式

※なお、業務報告書及び記録写真の電子データの形式はPDF、jpg、MS-office のいずれかとする
こと。

- ・納品期日は令和6年3月25日(月)までとする。

②環境アーカイブ映像の作製について

- ・普及啓発動画：DVD-R 5枚 (.WMV 及び.MPEG4 形式のファイル)
- ・納品期日は令和6年3月25日(月)までとする。

③令和6年度企画展及びワークショップ企画案の作成について

- ・完成資料 (紙媒体ならびにPDF及びAI形式データなどを収めた電子媒体)
- ・納品期日は令和6年3月25日(月)までとする。(令和5年8月下旬頃に一回中間案として提出し、その後必要に応じて資料の更新を行い、完成品を納品する。)

(2) 納品場所

川崎市役所環境局環境対策部地域環境共創課 川崎市川崎区宮本町1

8 留意事項

(1) 特記事項

ア コンテンツの内容については、綿密な調整の上、発注者と協議により決定する。

- イ 本業務の実施のために、使用する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用する際の仕様許諾等にかかる費用は契約金額に含む。
- ウ 本業務により新規に発生した著作権については契約書の規定により、市に帰属するものとし、受託者はその著作者人格権を行使しないものとする。ただし、成果品に含まれる第三者などに帰属する著作権の取り扱いほかについては、別途協議を行う。
- エ この仕様で定めのない事項については、別途協議を行う。

(2) その他

- ア 受託者は業務遂行にあたっては発注者と十分な協議打合せを行ったうえで、進捗状況を随時報告するものとする
- イ 映像の制作にあたって、撮影を行う場合は、撮影場所の手配、許可、調整等を行うこと。また、受託者の責に帰すべき事由に基づく撮影場所でのトラブル等については受託者の責任で解決すること。
- ウ 受託者は、本業務において知り得た事項について、漏洩してはならない。また本業務に用いた資料及び成果品等について、発注者の許可なく公表若しくは貸与してはならない。
- エ 本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた事項については、協議の上決定する。
- オ 本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、発注者と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- カ 天災地変、感染症の蔓延その他の不可抗力等により、主催者が本展示会の開催を中止した場合の取り扱いについては、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

プレ企画展にかかる基本的な考え方

会期：

令和5年12月～令和6年3月までの期間のうち、2箇所各2週間程度を想定

会場：

市内公共施設等 展示スペース（展示面積10㎡程度の想定）

（例）かわさきエコ暮らし未来館、王禅寺エコ暮らし環境館、宙と緑の科学館、環境技術展、市内図書館、市役所、各区役所、鉄道駅展示スペース等のいずれかの主要な公共施設の一部

基本要件：

企画展のターゲットは子ども（小学5年生程度）とする。

企画展の滞在時間はおおむね15分程度を想定すること。

企画展を通して、来場者に川崎市の公害とその改善のための努力や成果のプロセスについて、正しい認識を伝えるとともに、本市の環境について改めて考え、行動するきっかけとなるような内容とすること。

内容の提案：

・企画展の基本構成は、川崎市の公害の発生と環境改善の取り組みの紹介から、現在の環境問題の解説などを踏まえて、上記のメッセージに繋がる内容とすること。

（流れの例）工業化以前→高度経済成長期→公害発生→環境対策・改善→現在・未来

・企画展の構成比率は、「川崎市の公害の紹介（工業化以前、高度経済成長期、公害発生）」が4割程度、「環境改善の取り組み（環境対策・改善）」が4割程度、「現在の環境問題（脱炭素、プラスチックごみなど）（現在・未来）」が2割程度とし、以下のような事項を盛り込むほか、受託者の専門的知見を活かした追加・改変要素を盛り込むこと。

（ア）川崎市の公害、廃棄物及びその対策の取組の歴史、対策の内容に関する説明

（イ）モニターを設置して映像の放映（市所有の当時の映像の放映など）

（ウ）過去の写真などの展示（写真データの展示、もしくは実物写真の展示）

（エ）歴史的資料（物品）の展示

・川崎市の公害を知らない方にも身近に感じられるように、10年単位で当時の世の中の出來事や流行、変化とともに紹介し、環境問題に関する意識や取り組みの変化が分かるように構成する。

・「環境改善の取り組み」については、公害発生後、現在の青空を取り戻すまでの市民や行政、企業の努力・成果にスポットを当てた展示・解説とし、来場者にそれらが伝わるものとする。

- ・「現在の環境問題」については、川崎市大気・水環境計画をもとに、環境問題や市の取り組みを解説し、来場者が普段の生活の中でできることがないか、気づきを得ることができる展示構成とすること。
- ・川崎市の公害について、当時の世情、情勢、技術的な視点などが、来場者に伝わる具体的な展示物、映像等を提案すること。
- ・企画内容は、まずもって事実を正確に伝えるような展示内容とすること。その上でターゲットの来場者層を意識した展示内容となるよう最大限の工夫を凝らすこと。特に子どもが大人（保護者）と一緒に来場する場合を想定し、展示内容について家族間で世代を越えて話し合い、新たな気づきが得られるよう展示内容に十分配慮すること。
- ・効果的な広報のためには集客も重要であるため、市民が見学したくなるような魅力あふれる、かつインパクトのあるコンセプト及びデザインとすること。
- ・本企画展は令和6年度に企画展をキャラバン方式、令和5年度にプレ企画展（こちらもキャラバン方式）で実施する。プレ企画展の展示什器を令和6年度の企画展でも活かす形で引き続き使用する、または、内容を拡充して使用できるようにすること。
- ・来場者自身が気づきを得られるような内容であること。
- ・展示内容および手法に新しいアイデア、独自の創意工夫を用いること。
- ・その他、集客に資すると思われる魅力的な企画、環境に配慮した展示等とすること。